

社会福祉法人マインドはちおうじ役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マインドはちおうじ（以下「法人」という。）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事（法人の職員である理事を除く）が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費実費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費実費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び交通費実費を支払うことができる。

(監査の報酬等)

第4条 監事または理事（法人の職員である理事を除く）が、理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬及び交通費実費を支払うことができる。

(役員等の報酬の総額)

第5条 第3条1項及び第4条における、役員（理事及び監事）の報酬の範囲は、年間総額80万円を超えないものとする。

ただし、理事において法人職員を兼ねているものには、役員報酬は支払わない。

2 第3条第2項における評議員の報酬の範囲は、年間総額50万円を超えないものとする。

(報酬の支払い)

第6条 第3条及び第4条の報酬は、原則として第3条の会議及び第4条の業務にあたった当日、現金をもって支払うこととする。

(出張旅費)

第7条 役員（法人の職員である理事を除く）及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 出張旅費については、金額が確定したのちに、現金で支給するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付則

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成30年6月26日より施行し、平成29年7月より適用する。

別表1 (日額) (第3条関係)

名称	報酬	交通費
理事会出席報酬等	10,000円	実費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費

別表2 (日額) (第4条関係)

名称	報酬	交通費
監事監査・運営指導報酬等	10,000円	実費

別表3 (日額) (第5条関係)

名称	報酬	出張旅費
出張業務報酬等	10,000円	実費